

議 事 概 要 書	
第5回 玉野市成年後見制度利用促進審議会	
開 催 日 時	令和3年2月17日（水） 10時30分から12時00分まで
開 催 場 所	玉野市消防本部3階大会議室
出 席 委 員	成年後見制度利用促進審議会委員：11名（委員総数12名）
傍 聴 の 可 否	可
傍 聴 人 数	なし
審 議 概 要	<p>1 開会</p> <p>2 審議</p> <p>①「成年後見制度利用促進基本計画（素案）」に関するパブリックコメントの実施結果について</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">団体A からいただいたご意見に対する市の考え方（案）</p> <p>1. 市民へのわかりやすさと市民参画</p> <p>2. 現状把握とニーズの掘り起こしについて</p> <p>3. 市民への広報啓発について</p> <p>4. 相談の体制について</p> <p><委員></p> <p>1に関しては、「今まで、やったことのないことをやるので、目標を定めない。」ということであるが、実際に始まって、そこで、意識していただいて、チェックをしながら、この計画の実施を行っていただきたい。始まって調査をしながら、分析をしながら、振り返りながら、いいものを作って行って欲しい。</p> <p><委員></p> <p>いろいろな関係機関と連携という意味では、「玉野権利擁護ネットワーク」との連携が重要なのかと思う。定期的に「何でも相談会」を開催されていて、たくさんの方から、様々な相談を受けられているが、その中で権利擁護に関する相談もあると聞いている。市の方が、今後、「何でも相談会」、「玉野権利擁護ネットワーク」とどのような連携をしていくのか、相談会等にも参加されるのか、そのあたりをお聞きしたい。</p>

<事務局>

4月から中核機関を立ち上げて、地域連携会議もネットワーク化するということで、そういった関係機関の方々、そして、地域における権利擁護の専門職の方々とも連携が非常に大切であるので、今後、協議させていただきたい。

<委員>

3について、今すぐという話ではないが、後見人、保佐人、補助人を受ける方の立場からすると、一般的には、後見より、保佐、補助の方が大変である。後見のように包括的な代理権を有しないので、事実上、全般にわたり、本人と話をしなければならない。こういったニーズを掘り起こした後の、保佐人、補助人の受け手の養成も考えなければならないと思う。

<事務局>

玉野市の権利擁護専門職の方々に非常に期待をしていただいているので、しっかりとした連携の中で、対応させていただきたい。

今後、玉野の権利擁護を真剣に考えていただいている専門職の方々と一緒になって、この計画を実行に移していけるということで、大変、期待を持っているところである。

5. 申立て支援について

6. 受任会議について

7. 利用支援事業について

8. 市民後見人の養成について

<委員>

我々が市に求めているものは、具体性である。先ほど委員からも指摘があったように「ネット壘とどのように連携をするのか。」についても、「調整します」ということではなく、ある程度、具体的にやって欲しい。申立て支援についても、具体的なところを意識して進めていただきたい。

7については、実際に相談を受けたときに、利用者に説明しなければならない状況もあるので、他市の状況を調査、研究していただき、次の段階では、一目でわかる、使いやすい、そういった制度にしてもらいたい。

市民後見人の養成については、市民後見人の重要性は高まっており、市民感覚を生かした後見活動ができるということで、岡山県でも市町村の大きさとは関係なく、行政の方の力が入っているところ

は、市民後見人が活躍している。そういった方々と話をしていると「我々のことは、我々でやる」という意識があり、研修を受けて、後見活動をしている。たくさんのおいのある方の意志をくんでもらいたい。

養成研修を受けた後、実際に後見活動ができるようになるシステムも今後、考えていただきたい。

<事務局>

7の利用支援事業については、文章に記載の通り、他市の状況をしっかり調査研究して何らかの形で方向性を示していきたい。

市民後見人については、市町村の役割として養成については、新たに取り組んでいくこととしているので、ご理解いただきたい。

具体的なところを取り組んでいかなくてはいけないということについては、ご指摘の通りであり、来年の4月以降、中核機関、地域連携会議の皆様、地域の専門職の皆様、市民の皆様、としっかりお話をし具体化していきたい。

<委員>

玉野市で後見活動を行っている方からの具体的な提案がなされて、市の方もそれに真摯に取り組んでいくということがわかった。4月以降、これをどのように具体化、現実化していくかが求められていると思う。

<委員>

7の利用支援事業について。実際に後見人等の候補者を探すときに、基準が明確でなければ、「仕事はこれをしてもらいたいが、報酬が出るかどうかわからない。」ということでは、なかなか受け手を探すことが困難である。求められる役割が高いために、報酬が出るか出ないかは重要な問題である。受け手を確保するためにも、報酬についての明確な基準を提示することが求められる。

<オブザーバー>

市民後見について、玉野では市民後見人は、まだ受任されていないが、本庁の方では、すでに何人か市民後見人に受任していただいている例もある。しかし、市民後見人が一人でやっていたというところまでには至っていない。専門職の方と一緒にやっていたという状況である。背景には、まだ経験が十分ではないことや、後見人の意識としても一人で活動するには荷が重いと思われる方もいらっしゃる。後見人としてではなく、支援員として活動

したいといわれる方もいる。今後、市民後見人の養成が進んでいくと思われ、今後、後見人になられる方の意識が変わっていき、家庭裁判所の方も市民後見人をお願いしていくという状況が広がっていくことが望ましいと考える。

<事務局>

利用支援事業の基準につきましては、何らかの基準をお示しする必要があると考えている。

市民後見につきましても、市としての役割はやはり養成であるので、その後しっかりとその方が、活躍できる場を確保していく、そのためには、地域の専門職の皆様の協力も必要になってくると思われるため、地域連携会議の場等を活用して連携を進めていきたい、家庭裁判所の方にもアドバイスを求めている、と考えている。

団体B からいただいたご意見に対する市の考え方（案）

1. 成年後見制度に関する普及・啓発の強化
2. 関係機関の連携体制構築
3. 市長申し立ての適切な実施
4. 利用支援事業の改善

<委員>

柔軟にやりながら、変えていくということを、他の市町村でもされていると思うが、そんな中で、玉野は、このように2団体から意見が上がってくることは、とてもありがたいことで、ぜひ細かい要綱などでも変えられることがあれば、相談できるような体制をとっていただきたい。そういったことが、使いやすい制度を作っていくことだと思う。

「申し立て支援」ということが出てきたかと思うが、どのあたりまでのイメージをされているのか。

<事務局>

私どもとしても、関係機関と相談しながら進めさせていただく、要綱の件は、審議会、地域連携会議、地域の専門職の皆様（玉野ネットワーク懇談会、玉野社会福祉士会）等と市の案を提示した上で、協力しながら進めていきたい。

<事務局>

申し立て支援については、中核機関を設置している他市の状況を参

考にさせていただいている。市民の方が来られたときに、どういったものが必要なのか、どういった手続きが必要なのか、具体的な説明や、記入例等を作成・貸し出し等、書き方のわからないところは、窓口で職員と一緒に記入するなどを考えている。

<オブザーバー>

2について、立場上、オブザーバーという形にはなるが、今後とも審議会へは参加していきたい。

<委員>

普及啓発について、利用者層だけではなく、関係者へもというところで、ご家族にも周知する必要のあるのではないかと、ただ、ご家族は仕事などもされていて、そういった講演会などにも参加が難しいのではないかとと思われる。企業などにも広報活動をしてみてはどうか。

<事務局>

講演会、説明会等 広報に関しても、あらゆる手段を講じていきたいと考えている。

5. 後見人等の支援と相談対応

6. 意志決定支援の普及

7. 市民後見人の研修・育成・活用／法人後見の担い手の育成・活動支援

8. 中核機関職員への社会福祉士の登用

<委員>

「5 後見人等の支援と相談対応」について。直営で中核機関をされるということで、社会資源を活用していくことはもちろんであるが、必要な社会資源がない場合もあるため、地域で支えるための社会資源の開発もぜひ行政主導で行ってほしい。

<委員>

全体的に、しっかりと市の方で考えてくださっているのので、これをどんどんと押し進めていただきたい。

<委員>

先ほど、社会資源の話があったが、市民後見人の養成講座や、後

見人の支援についても、講師を派遣したり、相談員を派遣したりすることは、専門職としてやっていきたい。

<事務局>

的確に進めていきたいと思っている。

②玉野市成年後見制度利用促進基本計画（最終案）について

<委員>

P7「成年後見人等報酬助成件数及び助成額」について、ここにある助成額は、実際に助成を行った額なのか。

<事務局>

実際に助成をした件数と、その総額である。個々の助成対象期間等が異なるため、1件あたりの助成額は異なる。

<委員>

基本的には、この方向で進めていただければ、ありがたい。以前の審議会のときをお願いしたとおり、動ける中核機関であっていただきたい。

<委員>

「P7 専門職による成年後見制度に関する相談件数」について、平成28年は、4回開催した。そのときに1回につき平均15件くらい相談があり、その中での成年後見制度に関するもの。令和元年は、相談会も5回ほど行ったが、それでも、成年後見制度に関する相談件数は増えてきている。

先ほど委員が言われていた、ネットワーク懇談会と、どのように関係性を持つのかについて問われていたのは、我々が成年後見制度の普及啓発を含めて取り組んできたからと思う。

<委員>

計画の中にたくさん「ネットワーク」、「チーム作り」「支援」という言葉がたくさんあって、計画なので、当然出てくる言葉かもしれないが、4月から実際に行うことは、すごく大変だろうと思うが、ぜひお願いしたい。

利用支援事業について、後見人も報酬が出ないとやれないし、被後見人も払ってでもしてもらわないといけない事業であるが、たと

えば、障害で、年間90万円ほどの年金で、(後見人報酬が)年間24万円くらいが最低ラインであるが、それを払うと、グループホームでは暮らせない。では、そのお金を、親が積み立てておけばいいという話になるが、そのお金を持っているから、利用支援事業が受けられない。結果、(世帯分離を行って)生活保護で、施設等に移行している。それはおかしいと思う。

<事務局>

補助事業の重要性、適切なあり方というものを認識した。今後ともご相談を進めさせていただきたいと思う。

<委員>

委員の方からも「申立て支援」についての話があったが、P15の中核機関の役割の中にあまり記載が無く、利用促進にあたって重要なポイントと思われるので、計画の中にも盛り込んでもらえるとありがたい。

<事務局>

P10の【1-3】には、申立て支援については記載させていただいている。P15にも具体的な役割等の記載を調整させていただく。

<会長>

今の修正を加えた最終案で了解をしたいと思うが、よろしいか。意見がないようなので、審議会としては、これで了解した。軽微な修正については、事務局に一任する。

③玉野市成年後見制度利用支援事業に関する要綱の改正について(案)

<委員>

市が改正されようとしているような、亡くなられたときに日割りにして計算する考え方だとか、入院して3ヶ月を超える・超えないの考え方は、裁判所が決定される報酬の考え方と同じなのか。裁判所が算定するにあたって、市の考え方と異なるのであれば、いかなものかと思う。

<オブザーバー>

具体的な報酬を決めるのは裁判官の判断になるので、ここで答えるのは難しいが、期間の判断については、勘案している。そういう

意味では、今回の案と大きな相違はないと思われる。

<委員>

実務的な日数として言えば、たしかに1日か2日で亡くなれると、稼働した日は、1日か2日ということになるが、受任する前の事務手続きなどを勘案すると、単純に日割り計算されてしまうと、受任までの準備をしてきたものが認められないということになるが、そのあたりはどうか。

<事務局>

あくまで、助成というのは、後見が開始された以降の報酬の助成であるので、それ以前のことは、今後、中核機関等で支援させていただくことになる。

<委員>

実際に日割り計算をしたことで起こる問題は、今、具体的に想定ができないところもあるので、今後、またご相談させていただきたい。

<委員>

申し立てから、受任までは、申し立ての費用として、本人が払えない場合は、法テラス等を使っている。報酬は、やはり審判が確定してからだと思う。

<委員>

後見人になってから報酬が発生するというのはもっともな考え方である。その考え方で行くと翻って、いろいろ準備があつて大変だが、まだ後見人になっていないので（報酬は発生しない）、ということでもある。

<委員>

公平性の面では、日割りは分かりやすいと思う。委員が言われるように、走り出してから検証していただいてもいいと思う。市町村によっては、年間収支で、報酬審判よりも、黒字が出ると、支給を止められるところもある。

私が感じているのは、最初は意気揚々と利用促進だったのに、なんだか絞ってきている感覚を出されてしまうのが、逆に抑制されている気持ちになる。そのあたりはきちんと方針として持っておいてもらいたい。

	<p><事務局></p> <p>この補助事業の目的はあくまで利用促進であるので、基準の明確化、適正な利用を進めるということで、ご理解いただければと思う。</p> <p><委員></p> <p>「被後見人等が死亡した場合は、遺産から後見人等及び後見監督人等に対する報酬の支払いができない場合に限り、その範囲内に限り助成する。」とあるが、 死後の処理費用（お葬式、永代供養料等）はどうなるのか。</p> <p><事務局></p> <p>以前にも似たような事案があり、死後の処理をした後の残額をもとに助成を行った。</p> <p><委員></p> <p>日割り等は明確になっていいと思う。委員が言われたことも含め、スタートさせてから検証しても良いと思われる。</p> <p><事務局></p> <p>本日、補助事業の本当の役割をよく理解したところである。決して利用を阻害しない補助事業、利用促進をするための補助事業ということを忘れないようにこの事業を進めていきたい。</p> <p><会長></p> <p>それでは最後になりましたが、全体を通して、ご質問やご意見があれば。 ご意見がないようなので、今日の議事はすべて終わりました。</p> <p>3 閉 会</p>
特 記 事 項	
事 務 局	<p>玉野市健康福祉部長寿介護課 電話 0863-32-5537</p>

